

# 平成27年度関連予算概算要求の概要

内閣府関係	・・・・・・・・・・・・	P 1
文部科学省関係	・・・・・・・・	P 7
厚生労働省関係	・・・・・・・・	P 10



# 平成27年度における「社会保障の充実」 に関する概算要求について

# 平成27年度における「社会保障の充実」に関する概算要求について

## I. 子ども・子育て支援新制度に係る概算要求について

- 平成27年度の「社会保障の充実」について、消費税率の10%への引き上げは、経済状況等を総合的に勘案した上で秋以降に判断されるとともに、概算要求段階では増収額の正確な見積もりがないことから、事項要求とし、予算編成過程で検討することとしている。
- 現時点における消費税増収分のうち、社会保障の充実に向けた額は、平成27年10月に消費税率が10%に引き上げられる場合には1.8兆円強、8%の場合には1.35兆円程度と見込まれている。

## II. 子ども・子育て支援新制度の主な内容

- 「子ども・子育て支援新制度の実施」（平成27年4月施行予定）  
平成27年4月施行予定の子ども・子育て支援新制度において、すべての子ども・子育て家庭を対象に、市町村が実施主体となり、質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、保育の量的拡大及び確保並びに地域における子ども・子育て支援の充実を図る。（※）
  - 「待機児童解消加速化プラン」の着実な実施  
待機児童の解消を図るために、「待機児童解消加速化プラン」の取組を強力に進め、保育所等の受入児童数の拡大を図ることとともに、多様な保育を提供するため、延長保育、休日・夜間保育、病児・病後児保育等の充実を図る。（※）
- ※ 子ども・子育て支援新制度の施行に伴う「量的拡充」及び「質の改善」に係る所要額については、平成27年度における消費税増収分の動向等を踏まえて、予算編成過程で検討する。

# 子ども・子育て支援の充実

## I. 子ども・子育て支援新制度の実施（27年4月施行予定）

平成27年4月施行予定の子ども・子育て支援新制度において、すべての子ども・子育て家庭を対象に、市町村が実施主体となり、質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、保育の量的拡大及び確保並びに地域における子ども・子育て支援の充実を図る。

### 子どものためにの教育・保育給付

- 施設型給付、委託費（認定こども園、幼稚園、保育所に係る運営費）☆
  - 地域型保育給付（小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育に係る運営費）☆
- ### 地域子ども・子育て支援事業
- 市町村が地域の実情に応じて実施する事業を支援。
- 地域子育て支援拠点事業
  - 一時預かり事業
  - ファミリー・サポート・センター事業
  - 利用者支援事業☆
  - 放課後児童健全育成事業

（☆はIIのプランの取組としても位置づけ）

## II. 「待機児童解消加速化プラン」の推進

「緊急集中取組期間」（25・26年度）における取組（20万人分の受け皿確保）に加え、新制度で弾みをつけ、「取組加速期間」（27～29年度）で更に整備を進め、平成29年度末までに合わせて約40万人分の保育の受け皿を確保し、待機児童の解消を目指す。〈平成27年度では、8万人分の受け皿を確保する予定〉



消費税財源を活用し、子ども・子育て支援新制度を通じて、意欲ある地方自治体を強力に支援。（上記I）

※加速化プランの推進に必要な保育所整備費等についても、別途適切に確保。

## III. 社会的養護の充実

- 児童養護施設等の受入児童数の拡大（虐待を受けた子どもなど社会的養護が必要な子どもとの増加への対応）
- 児童養護施設等での家庭的な養育環境（小規模グループケア、グループホーム等）の推進

# 「保育緊急確保事業」について

## 事業内容等

### 【事業内容】

子ども・子育て支援新制度への円滑な移行を図るため、小規模保育支援などの新制度における施設型給付・地域型保育給付に関する事業や、地域子育て支援拠点事業など、新制度における地域子ども・子育て支援事業等を先行的に支援する。

### 【実施主体】

市町村(特別区含む)

※特定市町村(待機児童が50名以上いる市町村)は、実施義務が課されている。

平成26年度予算 2,307億円 《国 1,043億円 地方 1,264億円》

施設型給付、地域型保育給付に移行する事業等  
—「待機児童解消加速化プラン」関係経費 —

- ① 小規模保育運営支援事業
- ② グループ型小規模保育事業
- ③ へき地保育事業
- ④ 幼稚園における長時間預かり保育支援事業
- ⑤ 家庭的保育事業
- ⑥ 認定こども園事業(保育所型)
- ⑦ 認定こども園事業(幼稚園型)
- ⑧ 保育士等待遇改善臨時特例事業
- ⑨ 保育体制の強化
- ⑩ 認可化移行総合支援事業(運営費支援、調査費、移転費)
- ⑪ 民有地マッチング事業

### 【※補助率 1／3】

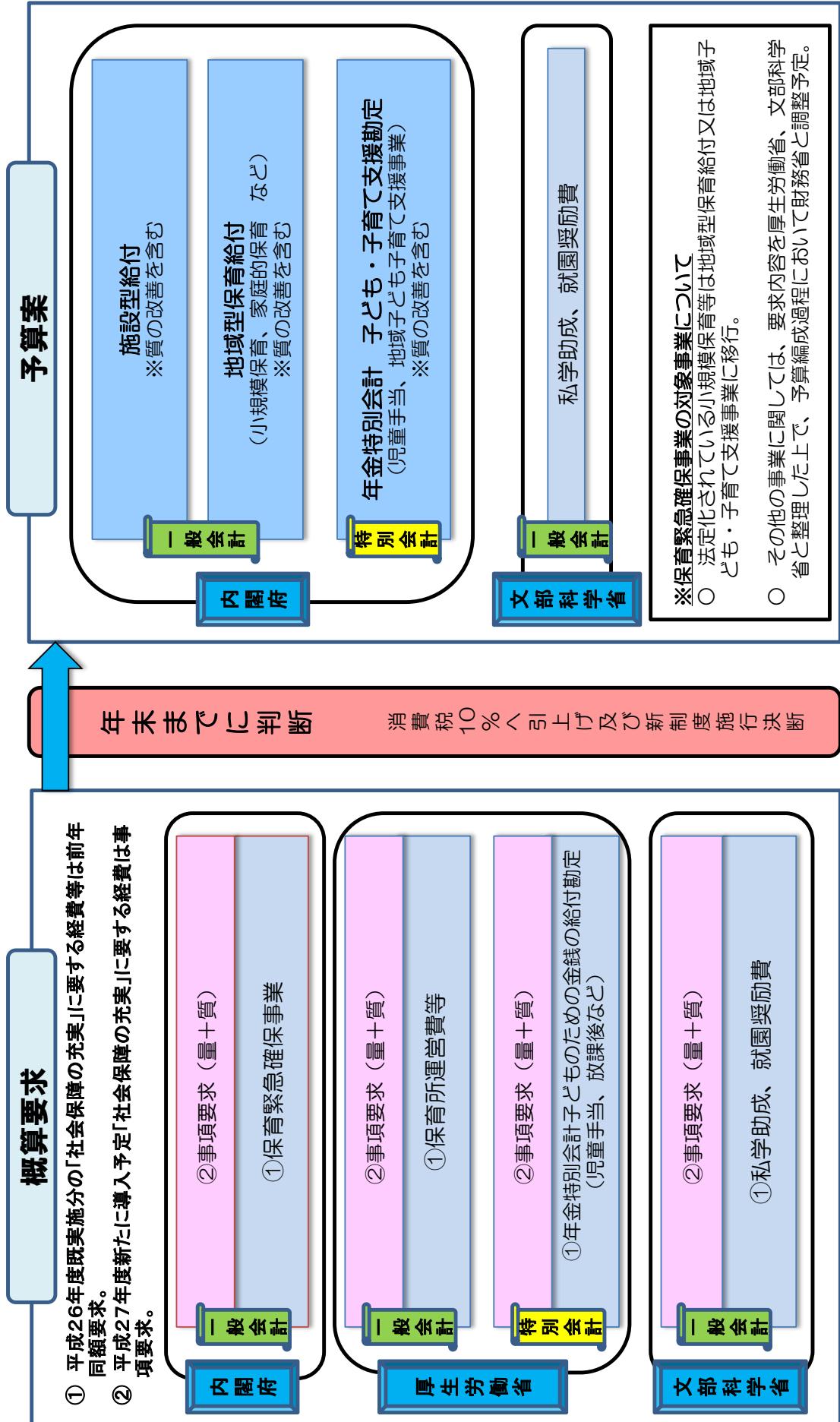
(注)「⑧保育士等待遇改善臨時特例事業」は、国の補助率3／4。

- ① 放課後児童クラブの充実  
(利用意向を反映した開所時間延長への対応)
- ② 地域子育て支援拠点事業
- ③ 一時預かり事業
- ④ ファミリー・サポート・センター事業
- ⑤ 乳児家庭全戸訪問事業
- ⑥ 健育支援訪問事業
- ⑦ 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業
- ⑧ 子育て短期支援事業
- ⑨ 利用者支援事業
- ⑩ 新規参入施設への巡回支援事業

### 【※補助率 1／3】

## 『概算要求時』及び『年末時』における予算体系について

[参考 2]



※ 本予算体系案は、現時点のものであり、今後、変更が生じる場合がある。

# 平成27年度概算要求 子ども・子育て支援新制度に関する事項 (内閣府)

※( )書きは前年度予算額

**104,531百万円+事項要求[ 104,504百万円 ]**

## ①子ども・子育て会議経費

**【13百万円(13百万円)】**

子ども・子育て支援法に基づき、平成25年4月に内閣府に設置された「子ども・子育て会議」及び「基準検討部会」を開催するために要する経費。

## ②子ども・子育て支援新制度理解促進経費 **【139百万円(147百万円)】**

新制度を利用する保護者や、幼児教育・保育の施設経営者・職員、地方自治体など多様な関係者を含む国民一般に対して、具体的な広報・啓発活動等を行うために要する経費。

## ③子ども・子育て支援新制度に係る全国総合システム運用経費 **【41百万円(6百万円)】**

保護者の選択に資する施設・事業者情報や支給認定状況等の新制度の施行状況を一元的に管理するため、市町村、都道府県及び国との間で情報のやり取りを行う「全国総合システム」を管理運用するために要する経費。

## ④平成27年4月施行予定の子ども・子育て支援新制度に係る経費 **【104,337百万円+事項要求( 104,337百万円 )】**

平成27年4月に施行を予定している子ども・子育て支援新制度に係る必要な経費等については、平成27年度における消費税增收分の動向等を踏まえて、予算編成過程で検討。

※ 平成26年度に「保育緊急確保事業」として予算措置された額と同額を要求し、増額分については事項要求

# 平成27年度幼児教育関係概算要求の概要

## 1. 幼児教育に係る保護者負担の軽減（無償化に向けた段階的取組） (幼稚園就園奨励費補助)

〔 27年度要求額 26年度予算額	事項要求 33,905百万円	〕
----------------------	-------------------	---

### 【概要】

幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであり、すべての子供に質の高い幼児教育を保障するため、幼児教育に係る保護者負担を軽減し、無償化に段階的に取り組む。

「幼児教育無償化に関する関係閣僚・与党実務者連絡会議」（平成26年7月23日開催）で取りまとめられた方針を踏まえ、「環境整備」と「財源確保」を図りつつ、5歳児から段階的に無償化に向けた取組を進めることとし、その対象範囲や内容等については、予算編成過程において検討する。

#### ◆幼稚園就園奨励費補助

幼児教育の振興を図る観点から、保護者の所得状況に応じた経済的負担の軽減等を図る「幼稚園就園奨励事業」を実施している地方公共団体に対し、国が所要経費の一部を補助する。（補助率：1／3以内）

## 2. 私立幼稚園施設整備費補助

（対前年度）

〔 27年度要求額 26年度予算額	1,509百万円 1,528百万円	（△19百万円）
----------------------	----------------------	----------

### 【概要】

- ・緊急の課題である耐震化等に必要な予算を確保する。
- ・国庫補助率は、原則として1／3以内であるが、地震による倒壊等の危険性が高い（Is値0.3未満）施設の耐震補強工事については、引き続き1／2以内に嵩上げ

※ 公立幼稚園施設整備費については、学校施設環境改善交付金  
293,681百万円の内数

## 3. 認定こども園等への財政支援

（対前年度）

〔 27年度要求額 26年度予算額	16,487百万円 18,319百万円	（△1,832百万円）
----------------------	------------------------	-------------

### 【概要】

- ・国・地方による幼稚園・保育所の枠組みを超えた総合的な財政支援を行うことにより、認定こども園の設置・促進を図る。

## 4. 幼稚園教育内容・方法の改善充実

〔 27年度要求額 26年度予算額	28百万円 18百万円	(対前年度) (+10百万円)
----------------------	----------------	--------------------

### 【概要】

- ・幼稚園教育の一層の理解推進を図るため、中央及び都道府県において研究協議会を行うとともに、今後の幼稚園教育の在り方について検討を行う。

#### (1) 幼稚園教育理解推進事業

- ・幼稚園教育の一層の理解推進を図るため、幼稚園の教育課程の編成及び指導上の諸課題や幼稚園を取り巻く諸課題に関して中央及び都道府県において研究協議会を行う。

#### (2) 幼稚園教育の在り方に関する調査研究

- ・教育再生実行会議の第五次提言等を踏まえ、今後の幼稚園教育の在り方について検討を行う。

## 5. 幼児教育の質向上推進プラン

〔 27年度要求額	65百万円	(新規)
-----------	-------	------

### 【概要】

- ・我が国の幼児教育に関する調査研究拠点の整備に向けて必要な検討を行うとともに、自治体等における幼児教育の推進体制や教職員の資質向上に係る調査研究を実施する。

#### (1) 幼児教育に関する調査研究拠点の整備に向けた検討

- ・我が国の幼児教育に関する調査研究拠点の整備に向けて、文部科学省、国立教育政策研究所、大学、幼児教育関係機関等を構成員とする検討会議を設置し、調査研究の課題、手法、研究体制の在り方等について検討を行う。また、国立教育政策研究所及び大学等において行う幼児教育に関する国内外の調査研究事例の収集・分析等の検討に資する基礎調査に対する支援を行う。

#### (2) 幼児教育の質向上に係る推進体制等の構築モデル事業

- ・「子ども・子育て支援新制度」等を踏まえ、自治体における幼児教育の推進体制や教職員の資質向上に係る先行事例に関する調査研究を実施する。

## 6. 私立高等学校等経常費助成費補助（幼稚園分）

27年度要求額	34,638百万円	(対前年度 +859百万円)
26年度予算額	33,779百万円	

26年度 27年度予算額  
(1) 一般補助 24,417百万円 → 24,370百万円 (△47百万円)  
園児一人当たりの単価 (23,302円 (対前年度 297円増))

(2) 特別補助 9,362百万円 → 10,268百万円 (+906百万円)

① 子育て支援推進経費 5,001百万円→5,310百万円 (+309百万円)

- 預かり保育推進事業 3,851百万円→4,160百万円
- 幼稚園の子育て支援活動の推進  
1,150百万円→1,150百万円

② 幼稚園特別支援教育経費

4,361百万円→4,958百万円 (+597百万円)

## 7. 緊急スクールカウンセラー等派遣事業

27年度要求額	3,709百万円の内数
26年度予算額	3,709百万円の内数

### 【概要】

- 東日本大震災により被災した幼児児童生徒等に対し、引き続き心のケアや必要な支援を行う。

# 平成27年度概算要求の概要 (雇用均等・児童家庭局)

「待機児童解消加速化プラン」に基づく保育所等の受入児童数の拡大、「放課後子ども総合プラン」に基づく放課後児童クラブの拡充、母子保健医療対策の強化、ひとり親家庭支援の推進などにより、子どもを産み育てやすい環境を整備する。

また、女性の活躍推進に向けて、ポジティブ・アクションの取組みを推進するとともに、仕事と子育ての両立支援を推進する。

さらに、パートタイム労働者の均等・均衡待遇の確保などにより、安心して働くことのできる環境を整備する。

## 《主要事項》

### 第1 子どもを産み育てやすい環境づくり

- 1 待機児童解消などに向けた取組
- 2 母子保健医療対策の強化
- 3 児童虐待・DV対策、社会的養護の充実
- 4 ひとり親家庭の総合的な自立支援の推進
- 5 児童手当制度
- 6 仕事と子育ての両立支援（後掲）

### 第2 女性の活躍推進と安心して働くことのできる環境整備

- 1 女性の活躍推進
- 2 パートタイム労働者対策の推進
- 3 多様な働き方に対する支援の充実（一部再掲）

### 第3（復興関連）東日本大震災からの復興への支援

- 1 被災した子どもへの支援（復興庁計上）
- 2 児童福祉施設等の災害復旧に対する支援（復興庁計上）

## 《予算額》

(単位 : 億円)

会計区分	平成 26 年度 当初予算額	平成 27 年度 概算要求額	増▲減額	伸び率
一般会計	21, 409	21, 456	47	+0.2%
〔※概算要求額のうち、273億円は「新しい日本のための優先課題推進枠」〕				
年金特別会計 子どものための 金銭の給付勘定				
うち、児童育成事業費	660	642	▲18	▲2.7%
労働保険特別会計	104	117	13	+12.5%
労災勘定	2.9	2.9	0	0.0%
雇用勘定	101	114	13	+12.9%
東日本大震災復興 特別会計	46	64	18	+39.6%

※ 数値は端数処理の関係上一致しないものがある。

注 税制抜本改革に伴う社会保障の充実、消費税率の引上げに伴う支出の増の取扱いについては、税制抜本改革法附則第18条に基づく判断を踏まえた上で、平成27年度における消費税增收分の動向等を踏まえ、予算編成過程で検討。

また、子ども・子育て支援に係る消費税率引上げ以外の財源の確保などについても、予算編成過程で検討。

## 《新しい日本のための優先課題推進枠》

### 【参考 1】

#### 待機児童解消加速化プランの更なる展開（235億円）

「経済財政運営と改革の基本方針 2014（平成 26 年 6 月 24 日閣議決定）」（骨太の方針）において、女性の活躍を推進するため、女性の活躍を支える社会基盤となる取組（「待機児童解消加速化プラン」の展開）を進めることとされている。

引き続き、政府の最重要課題である「待機児童ゼロ」の実現に向けて、「待機児童解消加速化プラン」に基づき、意欲のある自治体の取組を積極的に支援するため、補助率の嵩上げ（1/2→2/3）による保育所等の整備を推進する。

### 【参考 2】

#### 妊娠・出産包括支援事業の展開（33億円）

「経済財政運営と改革の基本方針 2014（平成 26 年 6 月 24 日閣議決定）」（骨太の方針）において、出産・子育て支援も社会保障の柱であるという認識を共有しつつ、出生率の回復に成功した諸外国の経験も参考にしながら、結婚・妊娠・出産・育児の「切れ目のない支援」を行うため、財源を確保した上で子どもへの資源配分を大胆に拡充し、少子化対策を充実することとされたことから、地域における切れ目のない妊娠・出産支援の更なる強化を図るため、

- ① 様々な機関が個々に行っている妊娠期から子育て期にわたる支援について、ワンストップ拠点を立ち上げ、
- ② 母子保健コーディネーターが全ての妊産婦等の状況を継続的に把握し、情報の一元化を図る

等、これまでの取組を強化するとともに、新たにこれらの事業を推進する観点から、都道府県が人材育成のために研修を行う等、市町村を支援する仕組みを構築する。

### 【参考 3】

#### 若者のライフステージに応じた行動の縦断調査（仮称）の実施（1億円）

就職・結婚・出産等のライフステージに応じて、若者がどのように行動するか、一定の若者を継続的に調査し、若者の行動が地方の人口に与える影響を分析する。

## 【参考 4】

### 女性活躍推進加速化助成金等事業（仮称）（4億円）

「『日本再興戦略』改訂 2014」において、女性の更なる活躍推進のため、女性にとって働きやすい職場環境を整備するとともに、指導的地位に占める女性の割合の増加に向けて総合的かつ集中的に取り組む必要があるとされ、新たに講すべき具体的措置として、女性の活躍推進に向けた新たな法的枠組みを構築する観点から、企業における女性の登用等の実情把握、目標設定、目標達成に向けた自主行動計画の策定及びこれらの情報開示等の検討が盛り込まれたところである。

また、これらの企業の取組を促進するためのインセンティブの付与など実効性を確保するための措置の検討が求められていることから、女性活躍の現状に関する実態把握・情報開示を行うとともに、行動計画を策定・公表した事業主に対し、助成金を支給する。

## 第1 子どもを産み育てやすい環境づくり

### 1 待機児童解消などに向けた取組

(平成26年度当初予算額)

(平成27年度概算要求額)

6,580億円 → 6,560億円

#### (1) 待機児童解消策の推進など保育の充実(一部推進枠) 6,200億円

待機児童の解消を図るため、「待機児童解消加速化プラン」の取組を強力に進め、保育所等の受入児童数の拡大を図るとともに、保護者の働き方や地域の実情に応じた多様な保育を提供するため、延長保育、休日・夜間保育、病児・病後児保育等の充実を図る。(※)

また、「待機児童解消加速化プラン」の確実な実施のため、「保育士・保育所支援センター」の機能を強化し、離職した保育士に対する定期的な再就職支援等による保育士確保対策の充実を図る。

#### (2) 放課後児童対策の充実 332億円

小学校入学後の児童の総合的な放課後対策を講ずるため、「放課後子ども総合プラン」に基づき、保育の利用者が引き続き就学後も利用できるよう、放課後児童クラブの計画的な整備等を図る。(※)

#### (3) 「子育て支援員(仮称)」研修制度の創設【新規】 6.5億円

幅広い子育て支援分野において、経験豊かな地域の人材が幅広く活躍できるよう、必要な研修を受講した場合に「子育て支援員(仮称)」として認定する仕組みを創設し、新たな担い手となる人材の確保等を図る。

#### (参考)

##### 保育緊急確保事業(※) (内閣府予算において計上)

認定こども園事業や小規模保育運営支援事業などの子ども・子育て支援新制度における施設型給付や地域型保育給付に関する事業、地域子育て支援拠点事業などの新制度に基づき市町村が実施する事業等について、先行的に実施する「保育緊急確保事業」にかかる事業については、引き続き、内閣府において要求。

#### (※) 子ども・子育て支援新制度の施行

子ども・子育て支援新制度の施行(平成27年4月予定)に向けた、「量的拡充」と「質の改善」の実施のために必要な経費等について、平成27年度における消費税增收分の動向等を踏まえて、予算編成過程で検討する。

## 2 母子保健医療対策の強化

188億円 → 239億円

### (1) 地域における切れ目ない妊娠・出産支援の強化(一部推進枠)

170億円

#### ①妊娠・出産包括支援事業の展開

地域ごとに、様々な機関の関係者が機能の連携・情報の共有を図り、妊娠期から子育て期にわたる総合的相談や支援を行うワンストップ拠点を立ち上げ、母子保健コーディネーターが全ての妊産婦等の状況を継続的に把握し情報の一元化を図ることにより、妊産婦等に対しきめ細やかな支援を実施する。

また、退院直後の母子への心身のケアや育児サポートなどを行う産後ケア事業等を実施する。

さらに、都道府県が母子保健コーディネーター等の人材育成のために研修を行う等、市町村を支援する仕組みを構築する。

#### ②不妊に悩む方への特定治療支援事業

不妊治療の経済的負担の軽減を図るため、高額な医療費がかかる特定不妊治療に要する費用等の助成を行う。

### (2) 慢性的な疾病を抱える児童などへの支援【一部新規】(一部再掲)

200億円

平成 26 年 5 月に成立した「児童福祉法の一部を改正する法律」を踏まえ、平成 27 年 1 月から、慢性的な疾病を抱える児童等について、新たな公平かつ安定的な医療費助成の制度を確立し、患児家庭の医療費の負担軽減を図る。

また、慢性的な疾病を抱える児童等の自立を促進するため、療養生活に係る相談や地域の関係者が一体となって自立支援を行うための事業を行う。

さらに、小児期から成人期への円滑な医療の移行を実施するためのモデル事業を行う。

## 3 児童虐待・DV対策、社会的養護の充実

1, 053億円 → 1, 096億円

### (1) 児童虐待防止対策の推進、社会的養護の充実

1, 074億円

#### ①児童虐待防止対策の推進【一部新規】

児童相談所等の専門性の確保・向上を図り、相談機能を強化するとともに、市町村に対する支援・連携強化を図る。また、児童虐待を発見した者、子育てに悩みを抱える者が、必要性を感じたときに、児童相談所に迅速に通告・相談ができるようにする。

### ②家庭的養護の推進【一部新規】

虐待を受けた子どもなど社会的養護が必要な子どもを、より家庭的な環境で、安定した人間関係の下で育てることができるよう、里親・ファミリーホームへの委託を進めるとともに、既存の建物の賃借料や施設整備費に対する助成を行い、グループホーム、小規模グループケア等の実施を推進する。

また、里親登録されているが、児童を委託されていない里親（未委託里親）に対して、委託に向けたトレーニングを実施する事業を創設し、里親委託の推進を図る。

なお、児童養護施設等の小規模化・地域分散化を推進するための職員配置基準の引上げ等への対応は、平成27年度における消費税増収分の動向等を踏まえて、予算編成過程で検討する。

### ③被虐待児童などへの支援の充実【一部新規】

児童養護施設等退所後の社会的自立につなげるため、児童養護施設入所児童等に対する学習支援や退所児童等のアフターケアの充実を図るとともに、児童家庭支援センターの箇所数の増を図る。

## (2)配偶者からの暴力(DV)防止など婦人保護事業の推進(一部再掲)

73億円

配偶者からの暴力（DV）被害者等に対して、婦人相談所等で行う相談、保護、自立支援等の取組を推進する。

## 4 ひとり親家庭の総合的な自立支援の推進

1, 879億円 → 1, 860億円

### (1)ひとり親家庭への就業・生活支援など総合的な支援体制の強化【一部新規】

83億円

ひとり親家庭の自立を支援し、子どもの貧困対策にも資するものとして、就業支援、子育て・生活支援、養育費確保支援などを総合的に推進する。

特に、ひとり親家庭の子どもに対する学習支援を充実するとともに、ひとり親の就業機会や転職機会を広げるために、高等学校卒業程度認定試験合格支援事業の実施や在宅就業推進事業の充実を図る。

### (2)自立を促進するための経済的支援

1, 777億円

ひとり親家庭の自立を促進するため、児童扶養手当の支給や技能習得等に必要な資金など母子父子寡婦福祉資金の貸付けによる経済的支援を行う。

(3)仕事と育児の両立支援(一部後掲・9ページ参照)

0.5億円

## 5 児童手当制度

1兆4,178億円 → 1兆4,177億円

次代の社会を担う児童の健やかな成長に資するため、児童手当の支給を行う。

## 6 仕事と子育ての両立支援（後掲・9ページ参照）

88億円 → 98億円

### 第2 女性の活躍推進と安心して働くことのできる環境整備

#### 1 女性の活躍推進

96億円 → 113億円

##### (1)女性の活躍推進のための積極的取組の推進【一部新規】(一部推進枠)

15億円

「202030」（指導的地位に占める女性の割合を2020年までに30%とする）の達成に向け、地域における企業の取組を強力に支援・推進する枠組みを構築する。

また、女性の登用状況等に関する企業情報の総合データベース化を図り、女性の活躍推進に積極的な企業に対する求職が増えるよう環境整備を図る。

女性の活躍推進に向けた新たな法的枠組み構築の一環として、企業の取組を促進するためのインセンティブ付与を検討することとされていることから、女性活躍の現状に関する実態把握・情報開示を行うとともに、行動計画を策定・公表した事業主に対し、助成金を支給する。

さらに、個々の企業で女性が活躍しやすい職場環境整備を一層促進することを目的に従来の助成金を見直し、ポジティブ・アクションに関する目標を達成した場合に、その取組みに要した費用に対して助成金を支給する。

##### (2)仕事と子育ての両立支援【一部新規】

98億円

労働者の円滑な育休取得・職場復帰を図るため、育休復帰支援プランの策定支援を行うとともに、期間雇用者の育児休業取得を促進するため、中小企業団体等で活動する育休復帰プランナーの養成を目的とした研修内容の充実、育児休業中の代替要員の確保を行う事業主のコスト負担の軽減等を目的とした両立支援等助成金の拡充などを行うことにより労働者の円滑な育休取得・職場復帰を図る。

また、男性の育児参加を促進するため、「イクボスアワード」の実施等イクメンプロジェクトを推進する。

育児休業の取得促進を図るため、事業主が、育児休業を取得した労働者に対し、育児休業給付金（67%）に上乗せする経済的支援を行った場合、一部助成を行う。

さらに、子育て等により離職した女性の再就職を支援するため、託児付き再就職支援セミナーを拡充する。

## **2 パートタイム労働者対策の推進**

**8億円 → 8. 1億円**

パートタイム労働者の均等・均衡待遇の確保等を推進するため、改正パートタイム労働法の周知、指導等により、改正法の着実な履行確保を図るとともに、パートタイム労働者の均等・均衡待遇の確保に向けた事業主の取組を支援し、あわせてパートタイム労働者のキャリアアップ支援等を行う。

## **3 多様な働き方に対する支援の充実（一部再掲）**

**5. 9億円 → 5. 7億円**

### **(1)テレワークの推進**

**0. 6億円**

仕事と育児・介護の両立を図るため良質なテレワークの普及に向け、モデル実証事業の実施等に取り組む。

また、「在宅ワークの適正な実施のためのガイドライン」の周知や、在宅就業者や発注者等を対象としたセミナーの開催等の支援事業を実施する。

### **(2)短時間正社員制度の導入・定着の促進(再掲)**

**5. 1億円**

ライフスタイル・ライフステージに応じた多様な働き方の実現できる短時間正社員制度の導入・定着を支援するため、ノウハウの提供や制度導入に係るセミナーの実施等を行う。

### **第3（復興関連）東日本大震災からの復興への支援**

#### **1 被災した子どもへの支援（復興庁計上）**

**40億円**

被災した子どもへの支援を継続して行うため、子どもをもつ家庭等への訪問による心身の健康に関する相談・支援、遊具の設置や子どもの心と体のケアなど、総合的な支援を行う。

#### **2 児童福祉施設等の災害復旧に対する支援（復興庁計上）**

**5.7億円 → 24億円**

東日本大震災で被災した児童福祉施設等のうち、各自治体の復興計画で、平成27年度に復旧が予定されている施設等の復旧に必要な経費について、財政支援を行う。

# 待機児童解消加速化プランの更なる展開～待機児童ゼロへ～

## 【推進枠：235億円】

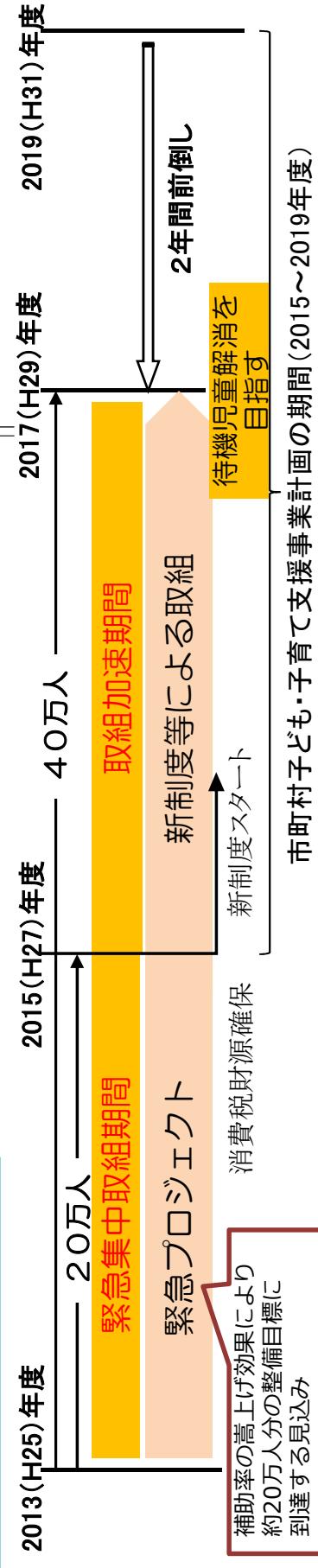
### 【趣旨】

- ▶ 政府の最重要課題である保育所待機児童の解消のため、昨年4月に総理が公表した「待機児童解消加速化プラン」に基づき、平成29年度末までに40万人分の保育の受け皿を確保。
- ▶ 平成27年度は、引き続き「待機児童解消加速化プラン」に基づき、8万人分の保育の受け皿を確保。
- ▶ 女性の活躍推進や待機児童解消に意欲のある自治体の取組を積極的に支援するため、保育所の施設整備費や小規模保育、幼稚園における長時間預かり保育等を実施するための改修費等について、補助率の嵩上げ（1／2→2／3）に必要な額を推進枠により確保。

### 【重点課題】

- ▶ 女性の活躍を推進するため、女性の活躍を支える社会基盤となる取組（「待機児童解消加速化プラン」の展開）を進める。〔骨太の方針〕
- ▶ 引き続き、「待機児童解消加速化プラン」に基づき、「待機児童ゼロ」を実現するための取組を進める。〔日本再興戦略〕
- ▶ 子どもを産み育てやすい環境が整備されることにより、夫婦が希望する理想の子ども数と現実の子どもとの乖離を縮小し、出生率の回復と安定した人口構造の保持が期待される  
〔未来への選択、地方の創生と人口減少の克服に向けた取組〕

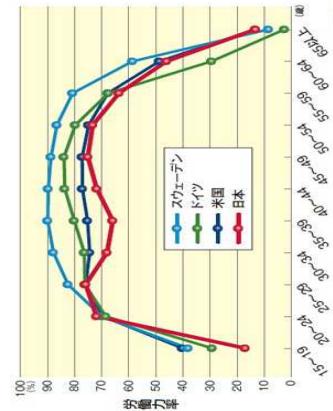
## 待機児童解消加速化プラン



# 待機児童解消加速化プランの更なる展開～待機児童ゼロへ～

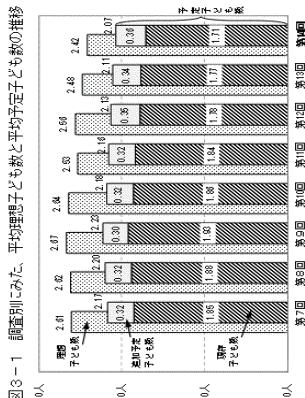
現状

- ・30～40代前半の女性の労働力率が低下するM字カーブが残っている



- ・2020年に女性の就業率（25歳～44歳）を73%にする  
→現状69.5%（2013年）
- ・2020年に第1子出産前後の女性の就業継続率を55%にする  
→現状38%（2010年）

・子どもたちに理想と現実のギャップが存在する



注：前まご同じ。

## 対策

### 待機児童解消加速化プランの推進

- ✓ 保育所緊急整備
- ✓ 貸賃物件の活用による保育所整備
- ✓ 小規模保育整備
- ✓ 幼稚園における長時間預かり保育認可を目指す認可外保育施設への支援
- ✓ 家庭的保育改修等

- 意欲のある自治体を強力に支援し、
- 保育所等について、平成29年度末までに約40万人分を新たに整備
- 補助率の嵩上げにより、整備目標の確実な到達を目指す

	整備量
平成25年度	10万人
平成26年度	10万人
平成27年度	8万人
平成28年度	7万人
平成29年度	5万人

## 効果

- 男女の働き方を改め、出産・育児と仕事の両立がしやすい環境をつくることや、男女が共に持てる能力を発揮することができる社会を構築するとともに、女性の労働率のM字カーブを解消していく。

「選択する未来」委員会中間報告書、日本創生会議人口減少問題検討分科会報告】

- 希望する結婚と子どもを産み育てることができる経済的基盤を構築するため、安定的な雇用を確保

「選択する未来」委員会中間報告書、日本創生会議人口減少問題検討分科会報告】

- 希望どおりの子どもを産み育てることができる環境を整備することで、将来的に安定した人口構造を保持し続けることを目指す。

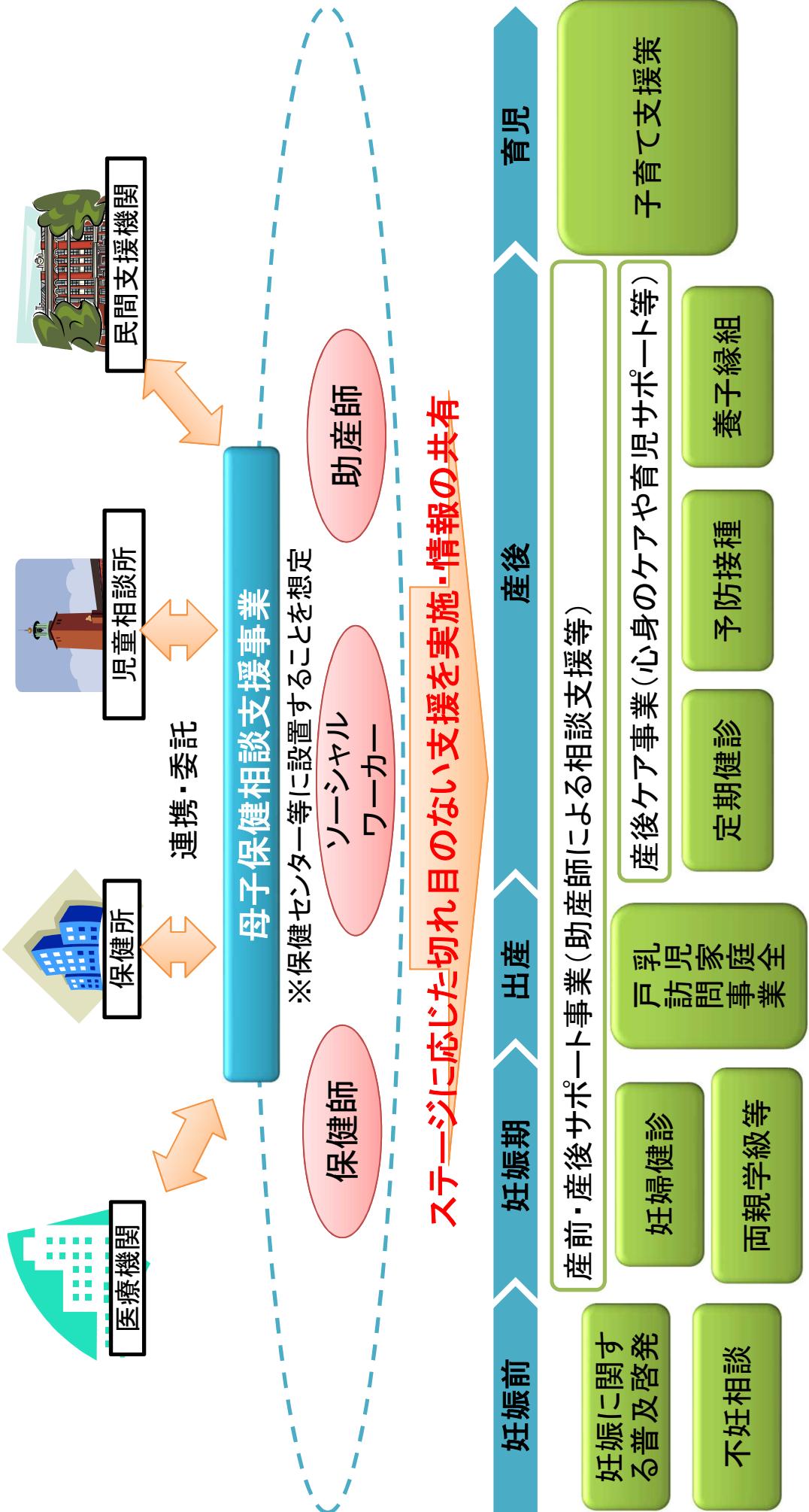
「選択する未来」委員会中間報告書、日本創生会議人口減少問題検討分科会報告】

## 参考2

# 妊娠・出産包括支援事業の拡充

【推進枠: 33億円】

- 現状様々な機関が個々に行っている妊娠期から子育て期にわたる支援について、ワンストップ拠点を立ち上げ、切れ目ない支援を実施。
- ノーシャルワーカー等を配置してきめ細やかな支援を行うことにより、地域における子育て世帯の「安心感」を醸成する。



## 若者のライフステージに応じた行動の縦断調査（仮称）

【推進枠：1億円】

### 【調査の趣旨】

- 就職・結婚・出産等のライフステージに応じて若年者がどのように行動するか、一定の若年者について、毎年継続的に調査し、若年者の行動が地方の人口に与える影響について分析する。得られた分析結果は、主に、少子化の歯止めとなる政策の立案のための資料等として活用する。

### 【調査の対象】

- 全国の16～29歳の男女（及びその配偶者）

### 【調査の項目】

- 調査対象者の居住地、移動の有無、就職・結婚・出産等のイベントの有無等
- このような項目を毎年調査していくことにより、ライフステージの変化を把握するとともに、地方の人口に与える影響を分析する。

### 【調査の方法】

- 縦断調査によって、経年的な変化を把握する。
- 研究機関への委託調査によって実施する。

## 趣旨

- 「『日本再興戦略』改訂2014」において、女性の更なる活躍推進のため、女性にとって働きやすい職場環境を整備するとともに、指導的地位に占める女性の割合の増加に向けた総合的かつ集中的な取り組みを実施する必要があるとされ、新たに講ずべき具体的措置として、女性の活躍推進に向けた新たな法的枠組みを構築するため、企業における女性の登用等の実情把握、目標設定、目標達成に向けた自主行動計画の策定及びこれら的情報開示等の検討が盛り込まれたところである。
- また、これらの企業の自主的な取り組みを後押しするためのインセンティブの付与など実効性を確保するための措置の検討が求められることがあることから、新たな助成金制度を創設する。

## 事業の概要

企業が女性活躍を推進するために、①現状の実態把握を行い、②行動計画の策定・公表を行った場合、助成金を支給する。また、都道府県労働局に、女性活躍推進指導員を配置し、行動計画の内容の審査、支給審査を行い、助成金制度を適切に実施する。

## 1 実態把握・情報開示及び行動計画の策定・公表に係る助成

- ①実態把握・情報開示を行うとともに、②課題抽出と原因分析を行った上で  
課題達成に向けた目標を定め、行動計画の策定・公表を行った企業に対し、  
行動計画に盛り込んだ取組の実施を確認できた場合、助成金を支給する。
- ▶ 支給額：中小企業20万円、大企業15万円

## 2 女性活躍推進指導員の設置

- 企業が目標設定を行った際に、計画の審査、計画に沿った取組の実施状況の確認を行うとともに、助成金の支給を行う指導員を各都道府県労働局雇用均等室に配置し、助成金制度を適切に運用する。
- ▶ 配置数：50人（東京、大阪、愛知には各2人、他は各1人配置）

